

議案第36号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の表1の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

別表第1商工労働水産部の表5の項の(3)中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表第1農政部の表10の項を次のように改める。

10 畜舎等 の建築等 及び利用 の特例に 関する法 律（令和 3年法律 第34号。 以下この 項におい て「法」 という。） の施行に 関する事 務	法第3条第1項の規 定に基づく畜舎建築 利用計画の認定の申 請に対する審査	畜舎建築 利用計画 認定申請 手数料	7,000円
---	--	-----------------------------	--------

別表第1土木部の表5の項の(2)中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表14の2の項の次に次のように加える。

14の2の2 マンションの管 理の適正 化の推進 に関する 法律（平 成12年法 律第149	(1) 法第5条の3第 1項の規定に基づ く管理計画の認定 又は法第5条の6 第1項の規定に基 づく管理計画の認 定の更新の申請に 対する審査	管理計画 認定又は 認定更新 申請手数 料	ア 法第5条の4各号に掲げる基準に適 合することを証する書類として知事が 認めるものを添付する場合 イ マンションの管理の適正化の推進 に関する法律施行規則（平成13年国 土交通省令第110号）第1条の2第 1項第2号に規定する長期修繕計画 （以下この項において「長期修繕計 画」という。）の数が1である場合
---	--	-----------------------------------	--

<p>号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>			<p>5,800円</p> <p>(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 5,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 28,000円</p> <p>(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 28,000円に1を超える長期修繕計画の数に15,000円を乗じて得た額を加えた金額</p>
	<p>(2) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>管理計画 変更認定 申請手数料</p>	<p>ア 法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合</p> <p>(ア) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合 5,800円 (長期修繕計画を追加する場合にあっては, 5,800円に当該追加する長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額)</p> <p>(イ) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合 5,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額 (長期修繕計画を追加する場合にあっては, 当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額)</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合 21,000円 (長期修繕計画を追加する場合にあっては, 21,000円に当該追加する長期修繕計画の数に15,000円を乗じて</p>

			得た額を加えた金額) (イ) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合 21,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に9,800円を乗じて得た額を加えた金額(長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に15,000円を乗じて得た額を加えた金額)
--	--	--	--

別表第1危機管理防災局の表3の項の(14)のA中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(14)のイ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(14)のウ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(14)のエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(14)のオ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(15)のA中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項の(15)のイ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表5の項の(2)中「1枚」を「1通」に改め、同項の(7)のウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項の(9)中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項の(20)中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表第1警察本部の表6の項の(5)中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表7の項の(5)中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、「を限定された」を「の限定をされた」に、「者に」を「ものに」に改め、同項の(7)の2中「750円」を「1,050円」に改め、同項の(7)の2の次に次のように加える。

(7)の3 法第97条の2第1項第3号又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料	3,550円
---	-----------	--------

別表第1警察本部の表7の項の(15)のシを次のように改める。

シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	(ア) 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450円
-------------------------	--	--------

(イ) 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,900円

別表第1警察本部の表7の項の(イ)中ス及びセを削り、ソをスとし、その次に次のように加える。

セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,250円

別表第1警察本部の表7の項の(イ)のタ中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項の(イ)のタを同項の(イ)のソとし、同項の(イ)を次のように改める。

(イ) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習	一般特定 任意講習 手数料	1,800円
--------------------------	---------------------	--------

別表第1警察本部の表7の項の(イ)中「又は第108条の3の2」を「、第108条の3の2又は第108条の3の3」に改め、同項の(イ)中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1警察本部の表7の項の改正規定は、同年5月13日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。